

平成28年度千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 議事録

日時：平成29年3月17日（金）

場所：京葉銀行文化プラザ6階「櫻Ⅰ」

【司会】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成28年度千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます、千葉県環境生活部循環型社会推進課の分部と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、配付資料の確認をさせていただきます。まず、次第。めくっていただいて、委員名簿と座席表、一枚紙のものがございます。次に、次第の枠に囲まれた、配付資料がございました。

資料1 千葉県における廃棄物処理等の現状

資料2-1 第8次千葉県廃棄物処理計画の進捗状況について

資料2-2 施策の取組状況及び評価（平成27年度）

資料2-3 施策の取組状況（平成28年度）及び平成29年度の取組予定

資料3-1 千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改訂について

資料3-2 千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（案）

資料4 千葉県災害廃棄物処理計画（仮称）について

参考資料1 千葉県環境審議会運営規定

参考資料2 第9次千葉県廃棄物処理計画の概要

参考資料3 ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて（環境省パンフレット）

お手元の資料に、不足等ございませんでしょうか。

（発言なし）

次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第10条第1項及び第11条第2項の規定により原則公開となっております。本日の議題を見ますと、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

「異議なし」

ありがとうございます。公開とさせていただきます。なお、今回は傍聴人はございません。それでは、開会に当たりまして、千葉県環境生活部 吉添部長から御挨拶申し上げます。予定でしたが、本日急用のため、生駒環境対策監より御挨拶申し上げます。

【生駒対策監】おはようございます。環境対策監の生駒でございます。本日はお忙しい中、千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会に御出席いただきありがとうございます。また、日頃から、本県の環境行政につきまして、御指導賜り、厚くお礼申し上げます。当部会は、

廃棄物の処理や資源循環の推進に係る重要な事項について御審議いただくものでございます。本日は、千葉県廃棄物処理計画の進捗状況、千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改訂などについて御報告させていただきます。廃棄物処理計画につきましては、昨年度、当環境審議会に諮問させていただき、昨年3月に第9次の千葉県廃棄物処理計画を策定したところでございます。現在は、平成32年度を目標年度としまして、廃棄物の排出抑制や適正な循環的利用を推進することで、持続可能な循環型社会への一層の転換を目指して、様々な施策に取り組んでいるところでございます。委員の皆様方には、本県の廃棄物行政にかかる課題や施策などにつきまして、忌憚のない御意見・御提案を賜りますようお願いいたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく申し上げます。

【司会】 それでは、議事に先立ちまして、事務局から当部会の委員の皆様を御紹介いたします。

お手元にお配りしております委員名簿の順に御紹介いたします。

はじめに、部会長でございますが、

千葉工業大学名誉教授の瀧和夫委員でございます。

次に、県議会議員のふじしろ政夫委員でございます。

続きまして、学識経験者として、早稲田大学理工学術院教授の香村一夫委員でございます。

次に、住民の代表として、GONET代表の井上健治委員でございます。

同じく住民の代表として、一般社団法人千葉県環境保全協議会副会長の河井信明委員でございます。

同じく住民の代表として、一般社団法人千葉県産業廃棄物協会副会長の杉田昭義委員でございます。

同じく住民の代表として、千葉県連合婦人会会長の渡邊年子委員でございます。

なお、学識経験者の明星大学理工学部教授の宮脇健太郎委員におかれましては、本日、所用により欠席との御連絡をいただいております。

続きまして、県関係職員を紹介いたします。

生駒環境対策監です。

櫻井循環型社会推進課長です。

長谷川廃棄物指導課長です。

【司会】 本日は、委員総数8名に対し、現時点で7名の委員の御出席をいただいております。半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第33条の規定により、本日の会議が成立しておりますことを御報告いたします。それでは、議事に入ります前に、瀧部会長に御挨拶をいただきたいと思います。と存じます。

【瀧部会長】 年度末のお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。先ほどお話しいただいたように、本日は、第9次千葉県廃棄物処理計画の進捗状況、ポリ塩化ビフェ

ニル廃棄物処理計画の改訂などについて、御報告、皆様の御意見をいただくことになっています。忌憚のない御意見等をお願いしたいと思います。

また、廃棄物処理計画は、当審議会からの答申を踏まえて昨年3月に県が策定したものです。これは、32年度を目標年度として計画したのですが、平成32年度は西暦2020年にあたり、2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、それに伴う廃棄物については、都内のみで処理されるわけではなく、周辺も協力せざるを得ない状況になってくると思います。そういうことも踏まえて御意見をいただければと思っています。

また、我々の生活の中から出てくる廃棄物をいかに少なくするかということ、それから、ただ単に少なくするだけでなく、いかに資源に戻していくかということも、平成32年度に向けて考えていかなければならない。そういう意味で、廃棄物あるいはリサイクルということが今までと大きく思想的に変わってきていると考えてよいかと思います。そのようなところを踏まえて御意見いただきたいと思っています。

また国においても廃棄物という言葉をしてできるだけ変えていこうじゃないか、もうそういう時代ではなく、資源の循環、使い続けるという時代に入ってきているということで、廃棄物という、あるいは廃棄物処理という言葉をしてできるだけ使わないように、資源の再利用とか、回収とか、そういう言葉に変えていこうという動きがあります。近々、環境省のマニュアルにも、そういう方向の名称変更が出てくると思っております。そういうことも含めて、今回、あるいは次回の会では新しい時代に向けた御意見という形をお願いしたいと思います。是非ともよろしく願いいたします。

【司会】どうもありがとうございました。それでは、これより御審議をお願いいたしますが、議事の進行につきましては、千葉県行政組織条例第33条の規定により瀧部会長をお願いいたします。

【瀧部会長】それでは、議事に入ります前に、議事録署名人を香村委員と井上委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

よろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。本日は、審議事項ではございません。県からの報告を受けることにしたいと思います。それに対して、委員の皆様の忌憚のない御意見をお願いしたいと思います。

報告は3件ございます。はじめに、千葉県廃棄物処理計画の進捗状況について、これを議題にしたいと思います。事務局からの説明をお願いします。

【市原室長】おはようございます。循環型社会推進課資源循環企画室長の市原でございます。着座にて御説明させていただきます。

最初に「資料1」をご覧ください。

資料1は、「千葉県における廃棄物処理等の現状」でございます。

まず1ページですが、平成23年度から27年度まで、これは第8次千葉県廃棄物処理

計画の期間に当たりますので、同計画の基準年度の値と、目標値を併せてお示ししています。

上の表が一般廃棄物の状況です。

排出量ですが、計画期間を通じて排出量の減少が進んでおり、27年度実績では212万トンと、目標の220万トン以下を達成しました。

次に一人1日当たりのごみ排出量ですが、これも27年度には943gと、目標の960g以下を達成しました。

次に再生利用量及び利用率ですが、27年度は利用量で48.2万トン、利用率は22.7%にとどまり、それぞれの目標を下回る結果となりました。

最終処分量については、27年度は16.5万トンと、これも目標を下回る結果となりました。

以上が一般廃棄物の状況です。

次に下の表、産業廃棄物の状況です。

まず排出量ですが、27年度実績では、2,008万トンと、目標値の2,400万トン以下を達成しました。

次に再生利用量及び利用率ですが、27年度は利用量で1,080万トン、利用率は53.8%にとどまりました。それぞれ、目標を下回る結果となりました。

最終処分量については、27年度には31.1万トンと、目標の61万トン以下を達成しています。

次に、2ページから6ページまでが、一般廃棄物関係のデータの経年変化を示した資料です。

2ページの上の表は1ページと重複するので説明を省略します。

下のグラフでは、ごみの排出量の推移を示しています。

近年、本県の人口はほぼ横ばいですが、ごみの排出量が徐々に減少してきていることから、一人当たりの排出量も減少傾向にあります。

次に3ページの上のグラフですが、一人当たりごみ排出量の、本県と全国との比較です。本県と全国は同様の傾向で推移しています。

3ページ下のグラフはごみを生活系と事業系に分けて全国と比較したものです。こちらも本県と全国は同様の傾向で推移しています。

次に4ページの上のグラフは、処理方法の内訳の推移です。処理量は減少傾向にありますが、年度ごとの処理方法の割合に大きな変化は見られません。

4ページ、下のグラフは再生利用量の推移です。

再生利用量の総量は、近年減少する傾向にあります。

詳しく見ますと、棒グラフの一番上の要素の集団回収量ですが、平成16年当時の16万6千トンから、27年度には、10万9千トンまで減少しています。

集団回収では、主に新聞、雑誌といった古紙の回収が行われていますが、近年、新聞や

雑誌の発行部数が減少しているため、回収量も減少しているものと考えられます。

上から2番目の要素の「焼却施設からの再資源化量」ですが、これは平成22年度までと23年度以降で明瞭な差が見られ、1万トンから2万トンの減少が見られます。

これは、23年3月に発生した原発事故の影響により、一部の焼却灰が再資源化できなくなったため、と考えられます。

上から3番目、4番目の中間処理後の資源化量、直接資源化量も増えておりません。

中間処理後の資源化量については、資源化はしないけれども、焼却の余熱でゴミ発電を行う、いわゆるサーマルリサイクルを進める市町村もあることなどが考えられます。

直接資源化量については、メーカーによる容器包装の減量化が進んでいることなどによって、直接資源化できるゴミの重量が減少していることなどが考えられます。

こうした複数の状況があいまって、再生利用量の減少傾向が続いているものと考えられます。

5ページの上のグラフは再生利用率の推移を全国と比較したものです。

かつて本県は再生利用率で全国をリードする状況でしたが、近年、本県の利用率が低下傾向にあり、その差は縮まってきています。

前ページの再生利用量のグラフで御説明したとおり、再資源化しやすいと考えられる、集団回収で集められたゴミ、そして直接資源化できるゴミの重量が減少したことなどから、相対的に再資源化されないゴミの割合が増加し、再資源化率が減少しているものと考えられます。

5ページの下は最終処分の状況です。

平成22年度までは減少傾向で推移してきましたが、23年度から増加に転じ、以後、高止まりしている状況にあります。

グラフの黒い部分、最終処分に回る焼却残渣の量に注目しますと、平成22年度に底を打ち、23年度以後、そこから1万トン内外が増加した状況が継続しています。

これは先ほども御説明したとおり、23年3月の原発事故の影響により、再資源化できなくなった焼却残渣がやむを得ず埋立に回され、その状況が継続している状況が窺えます。6ページの説明は省略いたします。

一般廃棄物につきましては以上でございます。

次に、7ページから11ページまでが産業廃棄物の状況です。

7ページの2のグラフは、産業廃棄物の排出量及び有償売却量の推移です。

段階的に減少を続けている傾向にありますが、これは、各種リサイクル法の整備などにより、事業者自らによる廃棄物の排出抑制やリサイクルが進み、廃棄物として排出される量が減少しているものと考えられます。

次に8ページの上のグラフですが、産業廃棄物の処理量の推移を示したものです。

排出された産業廃棄物は、破碎等の処理により材料(マテリアル)として利用される「再生利用量」、脱水や焼却などの処理によって減量化される「減量化量」、そして、「最終処

分量」に区分されます。

下のグラフの処理率の推移を見ると、平成25年度以後、再生利用率が減少し、逆に減量化率の割合が高まっています。最終処分されるもの以外は、これらのいずれかに回りますので、再生利用と減量化は表裏一体の関係にあります。

減量化の中には、発電燃料として焼却されている、いわゆる「サーマルリサイクル」されている廃棄物も含まれますし、減量化によって、運搬費用や最終処分量が圧縮できるなど、減量化率の増加は、必ずしも悪い傾向とはいえませんが、その裏返して、計画の指標である「再生利用率」は減少してしまうという状況にあります。

9ページは産業廃棄物の業種別、種類別の排出量です。

業種別では、製造業、電気ガス水道業、農業林業、建設業の順に排出量が多く、種類別では、汚泥、動物のふん尿、ばいじん、がれき、鉦さいの順となっています。

10ページは業種別、種類別の処分割合です。上の業種別のグラフでは、電気ガス水道業で減量化量が多くなっています。上下水道から排出される汚泥の多くが減量化されていることが示唆されます。

最後に11ページは不法投棄の状況です。

新たな不法投棄確認量は減少傾向にありますが、小規模、投げ捨て型の不法投棄が後を絶たず、根絶には至っていない状況です。

以上が本県の廃棄物処理等の現状でございます。

次に、1枚紙の資料2-1をご覧ください。

上の表が第8次廃棄物処理計画の目標達成状況です。資料1でも御説明したとおり、計画最終年度の27年度の実績として、一般廃棄物では、排出量、一人1日当たり排出量の項目で目標を達成、再生利用量、再生利用率及び最終処分量については、目標に届いておりません。

また、産業廃棄物では、排出量及び最終処分量の項目は目標を達成、再生利用量、再生利用率については、目標に届きませんでした。

下の表は、28年度から計画期間が始まっている、現行の第9次計画に掲げている目標の項目と、その進捗状況です。

まず一般廃棄物ですが、排出量と一人1日当たり家庭系ごみ排出量の項目は、着実に減少する傾向にありますが、再生利用率は低下傾向にあります。最終処分量は横ばいの状況です。

産業廃棄物も同様で、排出量は減少傾向、再生利用率は低下傾向、最終処分量は横ばいといった状況にあります。

今後、計画に掲げる取組を進め、目標達成を目指してまいります。

次に、資料2-2をご覧ください。

資料2-2は、平成27年度で計画期間満了となった、第8次廃棄物処理計画に掲げていた県の取組を総括した資料でございます。

1 ページから 4 ページまでが、第 8 次計画で設定している 5 つの施策の柱ごとに、個々の取組を一覧にまとめ、資料の目次も兼ねています。

個々の取組ごとに、計画期間中の評価を、○△×の 3 段階で行っています。

5 ページ以降が、計画に掲げる全部で 6 7 の取組について、個々に平成 2 7 年度の取組状況と、計画期間の取組評価を掲げ、自己評価を加えた個表です。

すべて説明する時間はございませんので、一部の取組結果について、御紹介させていただきます。

7 ページの真ん中の表、「容器包装廃棄物の完全分別等の促進」をご覧ください。

県では、市町村や県民を対象に、容器包装リサイクルに関する情報提供と啓発を行うとともに、各市町村の分別の取組状況を調査して、「清掃事業の現況と実績」と題する冊子をまとめ、公表しています。

しかし、ごみの再生利用量、利用率の目標は達成できず、低下傾向が続いているため、評価としては△としています。

7 ページの一番下の表、「事業系一般廃棄物の削減対策の促進」をご覧ください。

県では、市町村向けの「指導マニュアル」を作成し、市町村が効果的に事業系一般廃棄物の削減に取り組むよう促しています。自己評価としては「○」としています。

次に、1 2 ページをご覧ください。

上から 2 番目の表、「エコタウンプラン施設の連携の促進」をご覧ください。エコタウンプラン施設とは、廃棄物のゼロエミッションを目指して、県が平成 1 1 年に策定した「エコタウンプラン」に位置づけた施設です。

第 8 次計画策定当初には、県内で 7 施設が稼働しておりましたが、東日本大震災による経済状況の変化や原発事故の影響により、計画期間中に 2 つの施設が廃止、休止に追い込まれるなど、近隣企業との連携を深めることができなかったため、評価は×としています。

次に 3 1 ページをご覧ください。

「産業廃棄物の処理に関する公的関与のあり方の検討」ですが、平成 2 5 年度、2 6 年度に全国の都道府県を対象とする調査を実施し、処理施設における公的関与のあり方を検討しました。

しかしながら、2 7 年度までには方向性が見いだせなかったため、評価は△としています。

このように、8 次計画に盛り込まれた個々の取組について自己評価をし、計画を総括いたしました。

次に、資料 2 - 3 をご覧ください。

資料 2 - 3 は、資料 2 - 2 と同様な形式で、現行の第 9 次廃棄物処理計画に掲げている県の取組についてとりまとめた資料です。

こちらの資料で、毎年度、この部会で取組の進捗状況を御報告し、委員の皆様からの御

意見をいただくことで、計画のPDCAマネジメントサイクルを回していきたいと考えております。

1ページから5ページまでが、第9次計画で設定した3つの施策の柱ごとに、個々の取組を一覧にまとめ、資料の目次も兼ねています。

6ページ以降の個表には個々の取組ごとに、28年度の状況と29年度の予定を示し、自己評価欄を設けています。現在評価欄は空欄ですが、次年度以降、ここに前年度の取組の自己評価を入れていきたいと考えています。

こちらもすべて御説明する時間はございませんので、新規のものや課題とされているものを中心に、一部の取組について、御紹介させていただきます。

まず9ページの下表「容器包装廃棄物の完全分別等の促進」をご覧ください。

27年度までの取組に加え、市町村の取組を一層促すため、(公財)日本容器包装リサイクル協会から講師をお招きし、プラスチック容器の引き取り品質ガイドラインなどについて講義いただきました。

29ページをご覧ください。

「産業廃棄物再生品(再生土)の適正利用の推進」につきましては、下段の表のとおり、「埋立に係る行政指導指針」を28年9月に策定し、その運用を開始しています。

具体的には上段の表にお示ししたとおり、届出による現場確認などを実施しています。

40ページをご覧ください。

「県災害廃棄物処理計画の策定」でございます。

28年度は計画策定に係る基礎調査を実施しているところです。29年度から実際に計画策定に取り組んでまいります。詳細については、この後の報告事項「ウ」で別途御説明いたします。

41ページをご覧ください。

「産業廃棄物最終処分場の整備における公的関与の可能性の検討」ですが、先ほど御説明したとおり、平成25年度、26年度調査を踏まえて検討した結果、方向性が見いだせなかったため、28年度には追加のアンケート調査を実施するなどして、引き続き公的関与の可能性の検討を行っております。

以上、第9次廃棄物処理計画の取組について、今後、来年度の部会では、事後評価の欄に、○×△など評価を加えることとして、PDCA、計画の進行管理を進めてまいりたいと思っております。説明は以上でございます。

【瀧部会長】ありがとうございます。平成20年度、あるいは平成23年度以降の状況と、平成27年度と28年度の取組状況について説明いただきました。資料1と資料2-1から2-3までまとめて、御質問、御意見をいただきたいと思います。

【ふじしろ委員】どうもありがとうございます。報告に対してちょっとお聞きしたいんですけども。27年度、15ページの下水の処理、放射性の汚染があるのでうんぬん再生できないという。これ、28年度も、また29年度も次の資料でも同じような課題が載っか

っているんですけども。現状として、下水の汚泥というのはどのぐらいの放射性物質があって、これも再生できない、固形化出来ないという現状なのか。そしてあの、27年度的时候には、いわゆる上水の発生土の場合は放射線濃度が高くて出来なかったけれども、次の28年度の方にはそういう記載がないんです。それは解決されたのかどうなのか。そういう状況についてお聞きしたいのですが。

【市原室長】県の下水道課それから水道局の状況でございます。取組の状況について各担当課の方に経過を記載したものでございまして、今手元に具体的な数値を持ち合わせておりませんので、調べまして後程御報告させていただきたいと思っております。

【ふじしろ委員】はい。それでは後で。その数値の推移というのは。と申しますのは、36ページ、いわゆる平成28年度の取組状況の中で8,000ベクレル以下の廃棄物について、これを適正に処理します。前回からの計画を作るときに課題になった問題なんですけれども。そこと絡めてくるのが、新聞紙上で、新潟県におけるいわゆる下水道の汚泥を、放射能の影響の出ている下水の汚泥を千葉県最終処分場へ持って行くと。というような報告、というか新聞報道をされているのですけれども。それはたぶん産業廃棄物として産廃の管理型の処分場に持って来ると思うんですけれども、そういう課題に対して、これをこういう形28年29年と一つの大きな、これは6年たっても解決しない問題なんですけれども、その辺がその次の42ページで県外からの廃棄物の搬入と言いますか、その量的にどうやってチェックするのか。例えば新潟県が持って来ている、ウェルカムウェルカムというならば、ほかの栃木県からも千葉県に持って行こうという話になってしまうのかなと。そういうものを含めて、今の現状と、新潟県から入ってくるというものに対してどういうふうに、県の方としては対応なさろうとしているのか。それとも私企業が、新井総合さんなのかどこなのかよくわかりませんが、それが自由にに入れてしまうんだと。そういう物に対して事情説明をお願いいたします。

【強口副課長】廃棄物指導課の強口でございます。個別に、新潟県さんのものがどうのこうのというのはまだ決まっていないのでコメントするようなことはございませんが、資料42ページにあります、県外から搬入される産業廃棄物の最終処分量の抑制というような取組についてはですね、ここに書いてありますとおり、県外産業廃棄物の適正処理に係る指導要綱というのを県で定めておりまして、これに基づいて県外から入ってくる廃棄物の量を調整していくというようなことになっております。要綱の中では、特にまず一番最初に他県から入ってくるものについては、発生する場所で処理してもらうのが一番と考えておりまして、この指導要綱の中の内規のような取り扱いでですね、県外から入ってくるものの全量をすべて千葉県で受けるというようなことではなくてですね、半分であるとか75%であるとかですね、分散して、他県から千葉県に発生したものの全量を受けようとするようなことのないような指導方針を定めております。従いまして、個別に発生したものが全て、県外で発生したものが全て千葉県に入ってくるということのないように今後も指導要綱に基づいて指導していきたいと考えております。

【ふじしろ委員】その指導要綱が出てるのでしたら、後でよろしかったらその指針と言いますかその書類を頂きたいなということ。県外のそうなんですけれども8,000ベクレル以下のこの36ページで前回から計画の中での課題だったんですけれども。いわゆる、汚泥も今も災害廃棄物を入れている新井総合さんやそれぞれの企業は基準値を決めてそれ以上はダメだよという形になっているんですけれども、今回の報道発表では具体的にはなかなかわからないので、あれだけ大きく8,000ベクレル以下の汚泥を千葉県でと書かれておりますと、それはどういうふうに千葉県の管理型処分場で対応するのかなと、その辺はおおざっぱで結構でございますけれども県の廃棄物の課の方としてはどのように対応していこうとするのか。そこだけ。

【強口副課長】先ほども申し上げましたとおり、個別の対応案件を具体的に協議しているわけではないので、新潟県のもがどうのこうのということではないのですが。現在、千葉県にある管理型最終処分場です、放射性物質の受け入れ状況については、各処分場がこういうものを受け付けています、埋めましたというのをホームページ上で公開しておりますので、今後もそういったことで外向けには公表がされると考えております。

【ふじしろ委員】分かりました。どうもありがとうございます。議論するところだとは思いますが、あと一点だけ質問したいのですけれども。28年の33ページの中で、いわゆる不法投棄等々は業者等々を公表していくというのがあるのですけれども、これはずっと議会の中でも問題になった、白井の清戸という所で6m、10mと不法投棄してしまっていて、県の方が37億円出さなければいけないという時代になってしまったのですけれども。こういった以前にあった、言ってみればやってしまった人の名前は分かっているのですけれども。そういう人も公表するのですか。それとも公表するというのは、これからこういうことをやってしまったのと、対応できるという対象者だけが公表されるのか。今問題になって、あそこの誰の誰兵衛がやったというのを誰でも知っているのですけれども、なかなか言えないという。そういうのも公表という意味なのか教えてください。

【強口副課長】こちらの方はですね、廃棄物指導課の方で定めております行政処分の指針に基づいて処分を行ったものを公表すると、というような形ですので、過去にさかのぼって、今まであった事例を公表しますよという形ではございません。

【ふじしろ委員】そうすると、行政処分をしたものとなると、具体的な業者は申し上げられないのですけれども、白井の清戸、あそこがいま処理しているんですけれども、県もかかわって。あそこは公表しないでいいんですか。

【強口副課長】現に許可を持っている方の取り消しであるとか、告発であるとか、そういったものの処分状況を公表するというような形なので、現に指導している内容であるとか、過去に指導現場がどこであったとか、過去の告発者が誰であったとか処分者が誰であったとかいうものを公表するシステムではないです。

【井上委員】資料2-1の表の中で、上の方が、一人1日当たりのごみの排出量の目標値960g以下になっているものが、第9次計画だと、家庭系ごみ排出量が500g以下とな

っている、言葉が変わっている理由があるのでしょうか。それと、家庭系という言葉が使われていますが、資料1の3ページの下、こちらには生活系と事業系という区分けを使っている。こちらの言葉の違いと、戻って、資料2-1で家庭系ごみ排出量を目標値にされてますが、問題は、事業系一般廃棄物の方が下がっていないと思うんですね。家庭系は下がっていると思いますが、問題は事業系一般廃棄物を何とかしなければいけないと思うが、なぜ消えちゃっているのか。

それから、環境学習のところなのですが、言葉としては非常にきれい、知識から実践へ、と言葉がうたわれておりまして、実践は、非常に大事だと思うんです。一回だけだと市民は動いてくれませんから、それはすごくいいことなのですが、8次と9次とが同じ内容で見えてこないの、実践というのはどういうことを指しているのかお聞きしたい。

【市原室長】まず、一人1日当たりの家庭系ごみ排出量についてでございます。こちら、資料2-1の下の表が第9次計画ということで、9次計画を策定する際に、国の廃棄物処理法に基づく基本方針の中で、国が一人1日当たりの家庭系ごみ排出量という目標を立てています。こちらが、ごみの減量に協力していただく一般の県民の方にとって非常にわかりやすい指標である、と。確かに、一般廃棄物の中で、事業系一般廃棄物はかなりの部分を占めているものでありますけれども、まず、一般家庭、県民の方がわかりやすい指標、一日500gという目標を国の方で掲げておりますので、県といたしましても、その500gというものを同様に目指していきたいということで新たに目標として設定させていただいたものであります。数字としましては、引き続き、従来の一人名当たりのごみ排出量も、統計的には調査把握してございます。事業系一般廃棄物につきましては、トータルとしての排出量、資料2-1の下の2の表ですと、一番上の一般廃棄物の排出量の平成27年度で申し上げますと、212万トンの中には当然入っているものでございまして、トータルの量としては、当然減量化を目指すということで、事業系一般廃棄物をおざなりにしているということではない、と考えています。

【小泉副課長】循環型社会推進課の小泉です。2問目の、環境学習の知識から実践の、実践について答えさせていただきます。実践につきましては、既に環境研究センターなどで講座を行ったり、私共も、実際に各種イベント等で啓発の取組をさせていただいております。実際に、皆様方が取り組んでいただけるような仕組みを行っていきたくと考えています。

【井上委員】それはどこかで見れるのでしょうか。ホームページで公開しているのですか。

【小泉副課長】講座の方は環境研究センターの方で、募集等を行っているところでございます。また、私共の方でも、3Rに関するシンポジウムなど、実施結果などをホームページなどで載せさせていただいております。

【市原室長】すいません、一つ。委員から御質問のあった、家庭系ごみ排出量の意味合いについてですけれども、家庭から排出される全部の生活系のごみの中から、集団回収量ですか、資源ごみ、直接搬入のうち資源として利用されるものを除いたもの。要は、焼却に

回るものや埋め立てに回るものだけを数えたものです。この目標として、500gというものを設定した、という考え方でございます。

【櫻井課長】1点、補足させてください。第9次計画で一人1日当たりの家庭系ごみ排出量という目標を設けさせていただきました。今説明のあったとおり、県民の方に非常にわかりやすい指標というのが一つの理由でございますのと、もう一つ、家庭における食品ロスを減らすということ、そういう意味合いも込めまして、指標を作らせていただいたということでございます。

【香村委員】3点ほど教えてください。まず、資料1、資料2-1。データが非常にまとまっていて、わかりやすいとは思いますが、個々の図はよく理解できます。ただ、こういうような場合に、データの精度を見るときに、いわゆる収支バランスがとれているのか。廃棄物の発生量と、それを処理した、中間処理とか減量化というものも入れた時に、同じような値になっているのかどうか、そういう検討はされているのでしょうか。個々の図だけだと、そのように理解はできるのですが、それに漏れがないのかどうか、そういう検討はされているのか、というのが1点目。2点目は資料2-2。いわゆる自己評価をされていますけれども、その基準はどのようなところに置いているのか。量的には評価できないようなものについて、どのような観点で評価しているのか。また、それを将来的には自己評価ではなく、第三者に評価してもらいたいようなことも考えておられるのか、という点です。評価を今後どう持っていくのか。これが2点目の質問です。3点目の質問は教えていただきたいことなのですが、再生土について、いろいろ取組をされるという説明をされている。この場合、再生土とはどういうものなのか、また、それが環境への影響を及ぼすと書いてありますが、県とか所定の機関の許可を得たものではないのか。その3点について、御質問したいと思います。

【市原室長】まず、1点目の御質問ですが、収支バランスが取れているのか、といったことでございます。それぞれ、一般廃棄物、産業廃棄物について、排出量からスタートしまして、その後中間処理を経て、大まかに言いますと、埋立処分がなされるといったことで、そのそれぞれの段階において齟齬がないようにフローを内部で作りまして、出されたごみがどのように、行く末は、埋め立てているのか、資源化にどれくらい回っているのか、減量化されているのか。段階ごとにきちんとバランスはとれているものと考えております。2点目の御質問でございますけれども、自己評価の基準でございます。資料2-2の第8次計画のところでは、自己評価ということで○△×というふうに、まさしく自己ということで、各取組を行った担当課が、自分が思ったようにつけていただいているというのが正味のところでございます。今後につきましては、資料2-3でございますが、自己評価の欄は空欄にしてございますが、委員の皆様の意見ですとか、これからいろいろ計画をどのように実施していくのか検討したうえで、適切な方法で評価をするようにしていきたいという状況でございます。以上です。

【強口副課長】再生土については、廃棄物指導課の方からお答えいたします。まず、再生土

等については、どのようなものかという御質問ですが、再生土等の埋立等に係る行政指導指針というものの中で、再生土とは、建設汚泥を中間処理した処理後物と、そのほかに、燃え殻等の産業廃棄物を中間処理して埋立用資材として使われているもの、という2つを定義しています。委員の2番目は、許可を受けたものかというのは、製品について何がしかの許可制度があるかという質問でよろしいでしょうか。

【香村委員】 はい。

【強口副課長】 現在は、出来上がったものについての認定制度や許可制度は、千葉県にはありません。

【香村委員】 ですから、環境への影響を考えなければいけないと。放射能で汚染された土、土壌というのは、この再生土の中に入らないという認識でよろしいですか。

【強口副課長】 委員のおっしゃるとおりです。放射能で汚染された土壌とかそういうものは、分類上、土壌か廃棄物かはともかくとして、ここでは該当しないと考えています。

【瀧部会長】 再生土については、千葉県産業廃棄物協会で作っておりますので、そのあたり杉田委員、補足してもらえますか。

【杉田委員】 再生土の指針については、まだできたばかりですので、私共産業廃棄物協会も、県の廃棄物指導課さんと協議させていただいている最中で、内容に関して修正をお願いさせていただきたい事項がありますので、今整理させていただいているところです。指針に対する意見は改めて御報告させていただきたいと思っております。質問をさせていただいてよろしいでしょうか。

【瀧部会長】 どうぞ。

【杉田委員】 実情も含めてお話しさせていただきたいのですが、福島原発事故に伴って、放射線量の問題で廃棄物の処理の流れが変わり、これまで千葉県の廃棄物を受け入れていた埋立場が受入を出来なくなったり、受入を断ってきたりしたということがありまして、千葉県内の中間処理施設の廃棄物が県内で処分できないという事態になり、他県の埋立場に処分をお願いしていました。千葉県は放射線量の数値の大小に係わらず、国から指定区域に指定されましたので、千葉県内の焼却施設から排出される焼却灰に関しては、指定区域の特措法の範疇に該当し、なかなか受け入れていただける処分場がなく、東北の業者に処分していただいているというのが実情です。先ほどの委員からのお話の通り、県外廃棄物に関して、適正に管理していかないといけないとは思っております。ただし、千葉県内で発生した廃棄物を他県に処分をお願いしている実態もふまえて、検討をお願いしたい。廃棄物の処理は適正処理が一番大切ですので、適正処理をこれからどのように推進していくのかという観点で、協会としてもいろいろ御協力させていただきたいと思っております。

先ほど出ておりました、災害廃棄物について調査をしていただいているということですが、いつ災害が起こるかは誰も予測できないことですので、できるだけ早く処理計画を立てていただきたい。また、41ページにもありましたとおり、私たちが経験して、一番

困るのが最終処分場です。最終処分場の整備というのは、大変重要で、災害廃棄物の処理のスピードもここで決まってくると思います。最終処分場の整備については、より早く計画をまとめていただき、方向性を出していただきたいと思います。

災害廃棄物について、処分場は大切ですが、置場の問題もあります。仮置場をどこに設置するのか、市町村と連携をとっていただきたいと思います。また、地震等の災害時には千葉県だけが被害を受けるということはないと思いますので、隣の県や東京都を含めて、近隣県と協議を進めていただいて、廃棄物の置場の整理や処理の流れなど、適正処理を図る為のルールを纏めていただきたいと思います。一例ですが、私も廃棄物協会も、他県の他市から災害が起きた時を想定して、協定を結んでいただけないかと依頼を頂いております。災害発生時に、県内のことをどうするかや、他県との連携をどうするかを纏めておくことは大切ですので、その辺も含めて計画をどのように策定するか、色々協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

【瀧部会長】 よろしいでしょうか。県の方から何かありますか。

【市原室長】 災害廃棄物処理計画につきましては、このあとまとめて御報告をさせていただきたいと思います。

【河井委員】 資料2-3の41ページですが、先ほどありました産廃の最終処分場の整備の話ですけれども、27年度までの取組の中でも、まだ方向性が見出せないということで、28年度を取組状況の中で、全都道府県、政令市を対象として、追加のアンケート調査を行っていただいているということで、そういった意味で、今回のアンケートはどのような切り口で、どういう視点でアンケートをされ、どのようなとりまとめ結果になったか、その辺の情報について、この部会の中で、御報告いただければと思います。非常に重要な点だと思いますので。もし、今、その点について御紹介いただければ教えていただければと思います。

【市原室長】 28年度の追加のアンケート調査の件でございますが、現在当課でとりまとめを行っているところでございまして、次回以降の審議会で状況はきちんと報告させていただきたいと考えております。

【渡邊委員】 家庭系ごみ排出量は平成26年度523gということで、目標は500gに向かって近づきつつあることはわかりました。私たち主婦としましては、毎日努力しているつもりですが、これからも引き続き、この問題については、検討していく余地がありますので、みんなで話し合っていきたいと思っております。それともう一つ、少しかけ離れているかもしれませんが、9ページの容器包装廃棄物の分別排出の関係ですが、私の町なんです、上総一宮が、2020年東京オリンピックでサーフィンの会場に決まりました。今、27年ですので、あともう何年もありません。全然オリンピックの内容もよくわからないのですが、世界から集まってくると思うんですね。その時に出るごみなんですけれども、やはりごみの分別については、行政で考えていると思うんですけれども、私たち主婦の立場でも取り組んでいかなければならないと思うんですけれども、県の方では、市町村

の行政にお任せするという形で今のところお考えでしょうか。県独自ではなく、町の方に投げかけるのか、県も協力していただけるのか、そのところを聞かせていただきたいのですが。よろしくお願いします。

【市原室長】オリンピックの開催に向けて、そこで発生するごみなどのリサイクルについて県でどのような、という御主旨でよろしかったでしょうか。

【渡邊委員】はい、そうですね。

【市原室長】原則論ではございますけれども、一般廃棄物にあたるものは市町村に統括的な処理責任があるということになりますので、市町村がしなければならないのではないかと考えております。県としてオリンピックに向けてできることでいきますと、一宮町はサーフィンの会場ということですので、海岸をきれいにしていくと、県が海岸管理者になっておりますので、海岸清掃ですとか、そういった面で御協力というか、分担はさせていただくということはあるかと思えます。

【渡邊委員】ごみの処理については町でということによろしいでしょうか。

【市原室長】まだ、具体的にオリンピックの時どうするかというのは決まっていない状況ですけれども、原則としては市町村の責任ということになってくるかと思えます。

【井上委員】意見だけです。回答は必要ございませんので。容器包装の分別収集については、私は逆だと思います。なければ、分別収集も排出もないわけですから、それは例えば京都市などではうまくやっていますし、名古屋も山形、水俣、みんな市民が動いて市民がごみを減らしているんです。県もせっかく、レジエコで3万人近い市民の登録があるわけですから、この方たちはたぶん意識が高いと思うんです。この人たちが、一人10人誘ってくれば30万になっちゃうわけです。100人だったらもっとその倍になっちゃうわけですけれども、そういう活用を、市民に働きかけて、市町村と連携して、そういう方策を市町村に提示、市民に提示できないかな、と思えます。

【小泉副課長】レジエコのサポーターについては増加を目指したいと思っております。

【市原室長】先ほど原則論で、市町村の処理と申し上げましたけれども、市町村から県に相談がありましたら、できる限りの御協力はさせていただきたいと思っております。

【杉田委員】セミナーの件ですけれども、私たち処理業者に対するセミナーは予算をとってやっておりますが、排出事業者に対するセミナーがありません。今回の廃棄物処理法改正では、排出事業者責任の強化や、多量排出事業者における特別管理産業廃棄物の電子マニフェスト使用を義務付けるなどが検討されていて、法令も改正されていきますので、排出事業者におけるセミナーなども開催して頂きたいので、よろしくお願いします。

【小泉副課長】私共の方も、業種を絞って、毎年度排出事業者向けのセミナーをさせていただいているところです。また、次年度の予算で排出事業者と処理業者向けのマッチングセミナーの方も考えさせていただいております。資料2-3の15ページになりますが、29年度の取組予定ということで、マッチングセミナーの開催については、御相談させてい

ただきながら対応したいと思っております。

【杉田委員】ぜひよろしく願いいたします。

【ふじしろ委員】公的関与のところ、課題は何なのかということと、アンケートの項目がどんなところだったのか。あとで資料をいただいてもいいのですが。課題が何なのか、教えていただけないでしょうか。アンケートを出した項目の中に課題があると思うので、アンケートの結果が出る前に、項目を入手等させていただければと思います。

【市原室長】のちほど。

【瀧部会長】最後に、一言ですが、開催しますとか、行いますとか29年度の取組の目標になっていますが、それで事後評価していくわけです。急に完璧なものではできませんので、今後、取組予定を組む時に、もう少し定量的な評価に近づけていくような目標を掲げていただきたいと思います。是非とも期待したいと思いますのでよろしく願いします。

【市原室長】そのように、今後進めたいと思います。

【瀧部会長】次の案件は2つあるのですが、10時55分に次の案件に入るよう指示がありました、大分過ぎてしまいました。できるだけ簡潔に、次の議題、千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改定について、事務局の方から説明をお願いします。

【強口副課長】それでは改めて廃棄物指導課の強口でございます。議題の2番目にあります、千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改定について、着座にて説明させていただきます。

既に、各委員の皆様には、本日お配りの資料は全てお手元に行って意見をいただいているところですので、なるべく簡潔に説明させていただきたいと思えます。まず、本計画の位置づけ、改定の経緯について簡単に御説明させていただきます。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物、いわゆるPCB廃棄物については、長期間処分されずに保管されていたところでございますが、平成13年7月にPCB特別措置法が制定され、それ以降、本格的に処理が開始されている、というのが現状でございます。この辺の経過につきましては、処理計画案の序章の方に、これまでの経緯等を詳しく書いておりますので、後程参考にお読みいただければと考えています。

県のPCB処理計画につきましては、PCB特別措置法という、国が定めました法律に基づいて、都道府県が、区域内における適正処理に関する計画を策定すること、と位置付けられているものでございます。従いまして、計画の策定に当たっては、千葉県廃棄物処理計画及び国が定めるPCB廃棄物処理基本計画に即して定めるという法定計画でございます。

千葉県では、平成20年9月に最初の計画を策定し、県内に保管されているPCB廃棄物の処理について、促進してきたところでございますが、今般、国の処理基本計画で定める、計画的処理完了期限までの処理が容易でないという状況になったことを踏まえて、国の方で法改正、及び国の処理計画の改定があったことから、それらの内容に即して千葉県

の処理計画も改定するという経緯になったものでございます。

PCB廃棄物の処理の概要につきましては、お手元のパンフレットが非常にわかりやすいので、こちらで簡単に説明させていただきます。

パンフレットの一番最初の図、PCB廃棄物処理期間というものが載っております。こちらが今回の計画の最もメインとなります、処理期限というものを定めたものでございます。

千葉県にありますPCB廃棄物については、東京事業エリアあるいは、北海道の事業エリアで処分されることとなります。東京事業エリアについては、平成34年3月31日まで、北海道の事業エリアについては、千葉県の分は、平成35年3月31日までが処分期間と定められております。こちらの方が、PCB処理にあたっては、高度な処理技術を要すること等々がありまして、処理事業所が決まったところしかございませんので、高濃度のPCBと呼ばれるものについては、エリア分けをして、5か所の事業所で処分されることになっております。

一枚めくっていただきますと、PCBとはどんなものですかということで、毒性等の説明がございまして、ここでは、基本的なことでは御理解いただけたと思いますが、2ページ目下でございますとおりに、高濃度PCBとよばれるものは、5つの処理事業所でしか処理できません。

低濃度PCBとよばれるものは、無害化認定処理施設というところで処理されます、という2つのことを御理解いただければと思います。

濃度的なものについては、5000ppmというのが、高濃度と低濃度の区分けになっております。実際にPCBが入っている廃棄物というのはどんなものなのか、というのは3ページに写真でありますとおりに、高圧変圧器であるとか、コンデンサーであるとか、安定器とよばれるものがございまして、絶縁油として、きわめて安定性が高く、利便性がよかったですので、こういったものに使われてきた経緯があります。そのあとの、4ページ以降でPCB含有の有無を判別する方法ですとか、かなり詳しく書いてございますので、こちらは後程参考にしていただければと思います。

それでは、具体的な改定の内容についてですが、お手元の資料の3-1という両面刷りのもので簡単に説明させていただきたいと思っております。

まず、資料3-1の3(1)にありますとおりに、今回の法改正により、高濃度PCBが使用された機器のうち、現在の使用中とされているものに対して、高濃度PCB廃棄物と同様に、処分期間と届出の義務が課されています。なお、一定の能力を持った受電設備については、環境省ではなく、経済産業省が所管する電気事業法という別の法律に基づいて届出等の義務が課されておりました、その法律によって、PCB特別措置法と全く同じ期限までに使用を停止する等の措置がされているところでございます。

次に(2)にありますとおりに、下の表にあるとおりに、処理施設における処分期間と特例処分期限日というのが定められました。高濃度PCBの処分期間は法改正前は平成39

年3月まで、というのは、全廃が約束されているストックホルム条約に基づいた最終的な期限だけを切っていたのですが、それを実質的に前倒しして、国の処理基本計画で定めていた計画的処理完了期限までの処理期間の達成のため、この期間を1年前までを処分期限と定めたものでございます。

施設が、ここまで動きますよ、と約束されていたものの、1年前までに処分しましょう、と定めたものでございます。計画的処理完了期限と同日に定められた特例処分期限日というのは、どうしても1年前までに処分できないものは残りの1年間で処分しましょうという形で、その間に1年間の余裕ができていくという次第でございます。

それぞれ千葉県のは東京事業所、北海道事業所、北九州事業所というところに分散されて処理がなされるという計画になっております。次に、3(3)に示すように、処分期間を過ぎてもなお、高濃度PCB廃棄物を保管する事業所や高濃度PCB使用製品を使用し続ける事業所に対しては、改善命令等の措置を行うことができるという規定が追加されました。

この命令に従わない者や、事業者の破産、死去等の理由から、PCB廃棄物の処理が行われない場合については3(4)、行政代執行により、高濃度PCB廃棄物を処理することができるという規定が新たに盛り込まれました。(5)に示すとおり、都道府県は、管内におけるPCB廃棄物を網羅的に把握するために、掘り起こし調査を行うことが国の処理基本計画に定められました。さらに、管内の保管事業者に対して、一日でも早い処分を求めるために、自治体自ら保管するPCB廃棄物について、模範となるよう、率先して処理することが規定されています。

最後に、(6)に示すように、全国におけるPCB廃棄物の保管量、PCB使用製品の使用量及び今後の処分量の見込みについて、平成26年度末時点について修正が行われたところでございます。今説明した、項目3の改定内容については、国が定めたPCB廃棄物処理計画の改定内容なのですが、裏ページの今回の本計画の改定内容は、千葉県においても、国の処理計画内容と同じような形で、内容を改訂させていただきましたので、先ほど読み上げたものと全く同じような形で処理期限を前倒ししたりですとか、国のところを県に置き換えて、率先して県のを処分するというような内容に書いたとか、行政代執行の内容を盛り込んだりということで、県の方の処理計画の内容を改訂させていただきました。中身の改定内容については、簡単ではございますが、そのようなことでございます。

千葉県の処理計画案につきましては、2月にパブリックコメントを募集したところ、パブコメで意見はありませんでした。本日の会議にあたりまして、各委員に事前に意見等をお伺いしておりますので、最後に処理計画の中でその意見を踏まえて一部直したところもございますので、その意見についての回答等を報告させていただきたいと思っております。各委員の回答一つ一つをお答えすると時間の都合もありますので、各委員の名前を省いて、主だったものを紹介させていただきます。

まず、文言の整理については、国の方が定めた文言の定義に基づいておりますので、こちらのとおりのことと御理解いただきたいと思います。また、これまでの経緯等は、先ほど申し上げたとおり、序章の方を参考にさせていただければと考えております。

では、質問を読み上げながら、回答の方をさせていただきます。

高濃度PCB使用製品の自家用電気工作物を除く、とありますが、これはどのようなシステムで吸い上げているのか、という御質問をいただきました。こちらの方は、電気事業法において、自家用電気工作物にPCBが含まれていることが確認された場合、遅滞なく産業保安監督部に届け出ることとなっております。そのうち、高濃度PCB機器については毎年度管理状況の届出が必要となっております。また、これらの機器が廃棄物となったときは、産業保安監督部から情報提供されることによって、PCB廃棄物として適正に処理されることになっております。

行政代執行についての文言について問い合わせがあったのですが、これは処分期間内に使用を停止されなかったPCB使用製品についても、法律の情報として2つあるのですが、こちら行政代執行の対象となります。

行政代執行の費用についての御質問ございました。原則、行政代執行に係った費用は、保管事業者に求償することになっておりますが、保管事業者が不明であるとか、費用求償が困難な場合、自治体が負担することになるかと思っております。そういった場合、現在負担軽減のための補助制度について国が検討していると伺っております。現段階では、ある程度の補助が見込まれるというふうに伺っております。

次に、掘り起こし調査についてですが、これは電気事業法あるいはPCB特別措置法に基づいて届出がされているものが残念なことに全てではないということなので、法律の認知度が低くて届出をしていない事業者がいたり、過去の経緯をさらっていくと、こういったところにも使われていたんじゃないか、というところが、リストが少しずつ挙がってくるというような経緯になっておりますので、そういったものについて、全部ありますので、そういったものを調査していくというのが、掘り起こし調査の現況となっております。次に、委員に事前にお渡しした無害化処理施設の一覧表が28年1月1日となっておりますので、それを29年2月13日の新しいものと差し替えさせていただいております。

最後に、処分量の表を載せてあるのですが、これを公開すべきではないかという御意見をいただきました。こちらの方は、できましたら毎年、この表だけでもバージョンアップして、その他の処分業の評価をしていきたいと考えております。簡単ではございますが、以上です。

【長谷川課長】ただ今申し上げました、各委員さんからの御意見への回答ですけれども、口頭で申し上げましたが、後程、文書の方で改めてお渡しさせていただきたいと思います。

【瀧部会長】ただいまの御説明に対して、時間もあまりありませんが、特にとこういうところがありましたら、お願いしたいと思います。

【井上委員】意見なんですけれども。記憶違いだごめんなさいなんですけれども。水俣の水銀も、たぶん放置された状態で、かなり問題も深刻化しているみたいなことを熊本の人から聞いたことがあるのですが、この問題も40年以上放置された状態で、このまま計画倒れにならないよう、私、強く疑問に思っているのは、PCB、種類が違うから処理が違うんでしょけれども、3か所とも違う処理をしているんですよね。この辺の技術力も上がってくると思うんですけれども、何とかなくすような状態で、無害化するような努力をぜひ、県として頑張ってもらいたいと、エールを送らせていただきます。

【瀧部会長】それでは、ただいまの事務局の説明、それから井上委員のお話を踏まえて是非ともよろしくお願ひしたいと思います。それでは2つ目の議題を終わりたいと思います。

続きまして、報告事項「ウ 千葉県災害廃棄物処理計画（仮称）について」事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

【市原室長】それでは御説明いたします。資料4、A3カラーの資料をご覧ください。要点のみ説明させていただければと存じます。

災害廃棄物処理計画の策定につきましては、今後、当部会において諮問させていただきます。審議いただきたいと考えております。それに先立ちまして、本日は計画の位置付けや基本事項等につきまして、予め説明するものでございます。まず、計画の位置付けになりますが、この計画は法体系の図の中で、オレンジ色の部分が災害対策に関する法体系、ブルーの部分が廃棄物対策に関する法体系になります。千葉県災害廃棄物処理計画（仮称）は県の計画でありまして、災害と廃棄物のいずれの体系にも属するというものになります。図中で赤枠で囲った所が、本計画の位置付けになります。

この計画は、図では（千葉県災害廃棄物処理計画（仮称）の）右上にあります、国の災害廃棄物対策指針に則って策定していくものになります。国の指針の中では、県の処理計画と市町村の処理計画の策定がそれぞれに求められています。県としては、地域防災計画と廃棄物処理計画との整合を図った上で、県としての基本的な方針を示すものになります。

次に、計画の基本事項になりますが、計画の基本的な考え方としましては、非常災害時でもできる限り分別・選別をして、最終処分量を減らす。それから、平時の備えから、応急対策や復旧・復興までの切れ目のない対策が必要であること。災害廃棄物は一般廃棄物に区分されるため、市町村に処理責任があるものになります。県としては、必要に応じ、処理の代行を行う場合があります。災害廃棄物は、その性状から、民間事業者の御協力が欠かせないもの、それから広域的な対応が必要なものになります。これらが基本的な考え方になります。

計画の対象とする災害の規模ですが、図のとおりでして、熊本地震程度の規模の災害ですが、当面の対象とする災害の規模になります。それ以上の規模の災害につきましても、当然危惧されるものでございますけれども、そちらは広域連携ということで、国の関東ブ

ロックで検討している所でございます、その検討結果がまとめ次第、県の計画に反映していきたいと考えております。

計画の性質になりますが、今後発生する災害を全て想定して準備するのは理想ではございますが、事実上不可能であるということで、処理計画の作成・改定の取組を通じまして、常に点検をして、逐次見直しを図ります。教育、訓練や地域での取組と連動して、実効性のあるものに高める、という性格のあるものと考えております。

次に、資料2ページ目の計画の内容でございますが、ポイントとしてはチェックマークで8つほどの項目を検討した上で、記載する項目としましては(2)に案として、総論、組織・体制、災害廃棄物処理の基本的な事項、災害廃棄物処理の実際の実施の方法、それから平時の取組等といった、こちらは国の災害廃棄物対策指針の項目をベースにした構成で計画を作成する、というように考えております。

次に、平成28年度基礎調査の概要でございますが、先程、平成28年度の取組について報告させていただきましたが、平成28年度につきましては、災害廃棄物の量の推計をし、県内で広域的な対応をするということで、県内7つに分けた支援ゾーンで処理を進めていくということで設定をしました。それから、策定に必要な資料整理を行っております。また、対象とする災害は、本県で発生確率が比較的高いとされている千葉県北西部直下地震、房総半島東方沖日本海溝沿い地震、三浦半島断層群による地震について、それぞれ震源が異なり、市町村ごとの被害が異なりますので、ケース分けして検討しております。支援ゾーンは図に示したとおりの区域ごとに検討を進めております。この平成28年度基礎調査の結果を踏まえまして、今後、実際の計画策定を進めていく予定です。

最後、6スケジュールをご覧ください。本日、平成29年3月ということで、廃棄物リサイクル部会にて状況の報告をさせていただきました。平成29年度は、調査の結果を踏まえまして、市町村や関係団体、産業廃棄物の関係の団体等に予め計画について御説明するとともに意見をお伺いしまして、県の方ではある程度方向性を固めた上で、年度内に審議会に諮問をいたしまして、3回程度部会を開催して御審議いただきまして、平成30年4月までの年度内に計画をまとめていきたい、といったスケジュールになっております。以上でございます。

【瀧部会長】ありがとうございます。時間が無いですけれども、何か御質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

【ふじしろ委員】1点だけお願いいたします。放射性物質に汚染された災害廃棄物は計画に入って来ないのでしょうか。南相馬では処理において中々再利用できなかったというのがありました。場所が場所なのですが、千葉県には原発は無いですけれども、東海村にはありますので、それが絶対に安全とは言い切れないと思います。これまでの6年間の経験を踏まえて検討できないのでしょうか。

【香村委員】災害廃棄物につきまして、津波で濡れた廃棄物か、津波に襲われていない乾いた廃棄物か、がありまして、それを別々に処理するのは非常に重要なことだと思います。

多分、東日本大震災の調査結果や、熊本地震の調査結果を参考にすれば、非常に分かりやすくなるのかと思います。何しろ、千葉県の場合は、千葉県の特性を考えた災害廃棄物処理というのも考えておかないといけないと思います。東日本大震災で私たちは調査に入ったのですが、やはり漁船とか、というものが内陸地に打ち上げられてしまったりして、その漁船の場合はアスベストをたくさん使っていて、解体処理が阻まれたとか問題が出たとかいうことがありました。ですから、漁船とか、それから千葉県では車がたくさん走っていますから、車の廃棄物をどこに置くのかといった、県が有している位置的な特性を考えた災害廃棄物処理計画というものを考えておかないといけないと思います。国が言うようなことだけでは、実際に災害になったら色々な問題が起こってくるのではないかと思います。そういった点に気を付けて色々考えながら、良い計画を策定してください。

【瀧部会長】 よろしくお願ひします。

【杉田委員】 私共の協会でも、東日本大震災の災害状況を見てきましたし、熊本地震の状況も見させていただきましたが、一番早期に問題になってくるのは災害廃棄物の仮置場だと思います。仮置場に関しては、市町村と協議しないとイケないし、仮置場をどこかに設置するかや、そこに水源があるのかが非常に大切になることや、あと電気が付けられるのかが悩みどころで、これには時間がかかっていました。電気と水は、埃をたてないという点で重要なものですが、ここが一番苦労した所でありますので、仮置場に関しては、そういった課題をふまえて検討した方が良くと思います。

【瀧部会長】 資料4の2ページ目で、支援ゾーン分けしていますが、地質地形や対象とする災害を考慮したゾーン分けになっているという理解でよいでしょうか。

【市原室長】 そのとおりです。防災部局が整備した広域支援構想に則って示したものになります。

【瀧部会長】 他よろしいでしょうか。では、駆け足で言い足りないこともあったと思いますが、今後3回の委員会を通して答申をかけていくということですので、今日お話しできなかったことは、今後の委員会の中でお話しいただいて、ご検討いただければというふうに思います。それでは、3番目の案件につきましては、これを以て終了したいと思います。どうもありがとうございました。

【市原室長】 事務局からは特にございません。

【杉田委員】 御相談ですが、千葉県の廃棄物処理に係る規制として、廃棄物処理施設の維持管理指導要綱があります。指導要綱は、昭和61年に作られて、一部改定をしていただいておりますが、その間に国の廃棄物処理法も改正を繰り返して、規制が大きく変わってきておりますので、私共、廃棄物処理協会といたしまして、県も指導要綱も実情をふまえて再整理していただきたい。私共の協会といたしましては、低炭素化時代になってきていますので、環境負荷得を低減する処理施設の整備がこれから急務になってくると思います。CO₂削減等環境負荷の低減できる施設の整備を推進できるように、千葉県に対しては指導

要綱の見直しを協議していただきたい。よろしくお願いいたします。

【瀧部会長】是非ともよろしくお願いいたします。国の動きも色々と慌ただしくなっており、新しい形になってきていますので、そういうものも含めて睨みながら、是非とも検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、これもちまして本日の委員会を終了とさせていただきます。事務局においては、本日の委員からの意見を踏まえて、今後の施策展開に反映させていただきたいと思いますので、是非よろしくお願いいたします。また、委員の皆様には、円滑な御議論をいただきまして、ありがとうございました。それでは事務局の方へバトンタッチしますので、よろしくお願いいたします。

【司会】長時間にわたりまして御審議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして、千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会を終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。